

唐の羈糜州民対象規定を求めて

石見 清裕

はじめに

中国史の一面には、漢民族と他の民族との接触・融合の流れという側面が、つねに存在するが、こうした民族関係・交流が中国史上において果たしてきた役割について特に唐代史研究の分野で取りあげられる際には、それは羈糜支配の構造の解明という課題を抜きにしてはまず語ることはできない。羈糜とは、中国政府が異民族の生活組織をそのまま容認し、その組織に名目的に州を置き、族長を州の長官に任命してその組織を統治する政策のことで、唐代の羈糜州数は、『新唐書』地理志には合計八五六州と伝えられる。

ところで、唐の羈糜支配についてはこれまでさまざまに触れられてきたが、しかし、人口的にははるかに非漢民族が多い地帯を統治するにあたって、唐王朝がどのような規定を設けてそれを行っていたのかという法制上の観点からの研究となると、現状では全くなされていらないと言っても過言ではない。そこで、まず基礎的考察として、現存する唐代史料のうち、一体どれを羈糜州民を対象とする規定であると判断すべきなのか、最も重要な史料三種を取り上げて考

えてみたい。

(一) (a) 没蕃得還、及化外婦朝者、所在州鎮給衣食、具狀送省奏聞。化外人、於寬鄉附貫安置。落蕃人、依旧貫、無旧貫任於近親附貫也。〔『白氏六帖』卷一〇、使絶域、仁井田陸復元戸令第一九条）

(b) 諸没落外蕃得還者、一年以上復三年、二年以上復四年、三年以上復五年。外蕃之人投化者、復十年。〔『通典』卷六、賦税下、仁井田復元賦役令第一六条）

まず (a) は、外蕃に没落していた中国人が唐に帰って来た場合と、化外人（外国人）が唐に帰朝して来た場合の附貫規定であり、一方 (b) は、彼らに対する税免除期間の規定である。するとこの化外人は、(a) の戸令で戸貫に附され、(b) の賦役令で復一〇年が給せられることになるが、今問題となるのはこの人間を羈糜州民と見てよいかどうかという点である。というのも、『新唐書』卷五

一、食貨志には、

四夷降戸、附以寬鄉、給復十年。
という記事が現れるからである。新志のこの文は、右の (a)、(b) に依拠する刪約文であることは疑いなく、そしてここに見える「降戸」という語は、主として北方遊牧民で唐に降って来た人間、すなわち北方辺境の羈糜州民を意味して史料上現れる語なのである。したがって、新志によれば、史料 (a)、(b) は北方遊牧民をも対象

に含めた規定と考えざるを得なくなってくる訳である。

しかしながら、『令集解』賦役令「辺遠國」一条の注文に引用された『古記』の問答には、

古記云、問、化外人投化復十年、復訖之後、課役同雜類以不。

答、不同也。華夏百姓一種也。

という解釈が示されている。すなわちこれによれば、先の史料(a)、(b)に見える外国人は、附貫後一〇年の復除期間が終了し、一年目以降は一般百姓と同様に租庸調が課されることになるのである。とすると、こうした形態で把握される外国人を鞆磨州民にあてはめる考え方には、やはり同意する訳にはいかない。それは、『新唐書』が令の原文の対象者を「四夷の降戸」と書き改めたことによつて生ずる混乱にすぎないのである。

(二)開元令云、夷狄新招慰附戸貫者、復三年。(『令集解』賦役令「没落外蕃」条注文。仁井田復元賦役令第一七条)

『令集解』の注文のみに登場し、唐側の史料には対応する記事が全く見られない規定である。ただし、これを先の史料(b)賦役令「復十年」と比較すれば、明らかに復除期間に差があるから、両者は異なった人間を対象としていると見なければならぬ。

そこでまず、「復三年」という規定に注目してみると、同様の復除期間を設ける例として次のような史料を見出し得る。一つは北周時代の記事であるが、『周書』卷六、武帝紀下、建德四年六月の条

に北齊を討つて新たに支配下に入れた地域に対して北周武帝が、

詔東南道四総管内、自去年以來新附之戸、給復三年。

と発した詔文である。また唐代では、武則天の天授二年七月九日「置鴻宜鼎稷等州制」(『文苑英華』卷四六四所収)に、

其雍州旧管及同・太等州、土狭人稠、嘗種辛苦。有情願向神都編貫者、宜聽、仍給復三年。

と見える。これは、長安周辺あるいは長安東方の耕地不足地域の農民の戸貫を洛陽周辺に移した際の措置である。すなわち北周から唐では、距離的に大きく移動するのではなく比較的短い距離の戸貫移動の場合、または生活地は従来通りであるがその所属先や所属形態に差異が生じた場合に、給復三年という理念が働くものと思われる。

次に、(二)の令文にある「招慰」という語の用例を地理志史料に検索してみると、ほとんどの場合は四川・雲南の西南地方、あるいは南方の嶺南地方に限って現れる傾向を示すことがわかる。そして、⁽¹⁾スタイン一三四四文書「開元戸部格殘簡」に、

勅、化外人及賊、須招慰者、並委当州及所管都督府、審勘当奏聞。……長安元年十二月廿日

と採録されている勅によれば、「招慰」とは国家政策による行為なのである。

すなわち以上の点を踏まえれば、史料(二)開元令の規定は、主として西南・南方の異民族を対象としたもので、彼ら自身はおそらくは移動せず、従来どおり生活していた地域または部落が、そっくりそ

のまま唐の支配領域とされた場合に適用される規定と解するのが、最も妥当であろうと思われる。

(三) (a) 凡諸国蕃胡内附者、亦定為九等、四等已上為上戸、七等已上為次戸、八等已下為下戸。(b) 上戸丁税銀錢十文、次戸五文、下戸免之。(c) 附貫經二年已上者、上戸丁輸羊二口、次戸一口、下戸三戸共一口。(d) 無羊之處、准白羊估、折納輕貨。若有征行、令自備鞍馬、過三十日已上者、免當年輸羊。(e) 凡内附後所生子、即同百姓、不得為蕃戸也。

〔六典〕卷三、戸部郎中員外郎、仁井田復元賦役令第六條) 前掲史料(一)、(二)とは異なり、具体的に納入品目と税額とが規定されており、従来の研究では唐代の内附異民族に対する課税規定というところの史料が引用されてきた。ただし、この史料は一読して気がつくところ、基本的な部分で重要な疑問点が残される。というのは、この史料によるならば、内附した当初の二年間銀錢で納税した者が、なにゆえ三年目以降は羊で(または羊を税額単位として)納税しなければならぬのか、という疑問である。

ところで、近年になってこの記事を分析するのに非常に有効な史料が学界に提供された。大津透・榎本淳一両氏によって復元され、大津氏によって唐儀鳳年間「度支奏抄・金部旨符」の写しと結論された一連の大谷文書群で、その一部に、

雍州諸県及諸州投化胡家、富者「丁別」毎年請税銀錢拾文、次

者丁別伍文、全貧者請免。其所税銀錢、毎年九月一日以後十月卅日以前、各請於大州輸納。

と見える条文がそれである。明らかに史料(三)の規定と一部一致しており、この史料の出現によって我々は内附異民族の税制に対して新たな問題点をつかむことが可能となってきた。すなわち、それらは、①史料(三)の本来の税目目は羊であり、銀錢は附貫後二年間だけの便宜的措施であるはずなのに、それが次年度の国家予算ともいふべき度支奏抄に現れるのは不自然ではないか、②銀錢規定は当初の二年間だけなのに、度支奏抄に「毎年」とあるのは矛盾しはしないか、③通常、史料(三)は鞏州民対象規定と見る傾向が強いが、度支奏抄条文の冒頭に、「雍州諸県」とことわっている点を見ると、この規定を鞏州民対象のものとは考えにくくなってくる、④度支奏抄条文の対象は大津氏の言われるとおり主としてソグド商人だと思われるが、そうするとソグド商人が史料(三)では自ら鞍と馬を備えて遠征に出てゆくことになり、いかにも不自然である、⑤そして最も基礎的な問題として、度支奏抄には史料(三)の羊の規定が見えないこと、の以上五点である。これらの疑問点を解くためには、銀錢納入と羊納入とは本来別個の規定、つまり史料(三)の記事は複数の記事があわさって一条のごとくに記された文章と解するほかはないであろう。そこで、史料(三)をもう一度見てみると、この記事は内容上(a)→(e)の五段階から成り立っている。このうち、(c)と(d)はどちらも羊を規準とするので対象を同じくする規定であり、(b)

が度支奏抄と内容が一致し、(a)は(c)(d)と(b)の両方にかかり、(e)はおそらくは(c)(d)にはかからずに(b)もしくは第三の対象にかかる、のごとくに分析されよう。そして、(a)、(b)の対象者はソグド商人であり、(a)、(c)、(d)の対象者は羈糜州設置遊牧民であろうと思われるのである(以上、図1参照)。

むすび

以上のことをまとめてみると、①史料(一)は個人的に内附して一般百姓化する外国人の形態であること、②史料(二)は主として西南・南方の羈糜州民を対象とする規定と思われること、③史料(三)は複数の規定が混同された記事で、遊牧羈糜州民を対象とする規定としては、段落の(a)、(c)、(d)が抽出されること、のごとくに要約されよう。

注

- (一) Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and Economic History, I Legal Texts(A)(B), The Toyo Bunko, 1980.
 (二) 大津透・榎本淳「大谷探検隊吐魯番将来アンペラ文書群の復原」(『東洋史苑』二八、一九八七年)、大津「唐律令国家の予算について―儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符試釈―」(『史学雑誌』九五―一二、一九八六年)。
 (本学第二文学部非常勤講師)

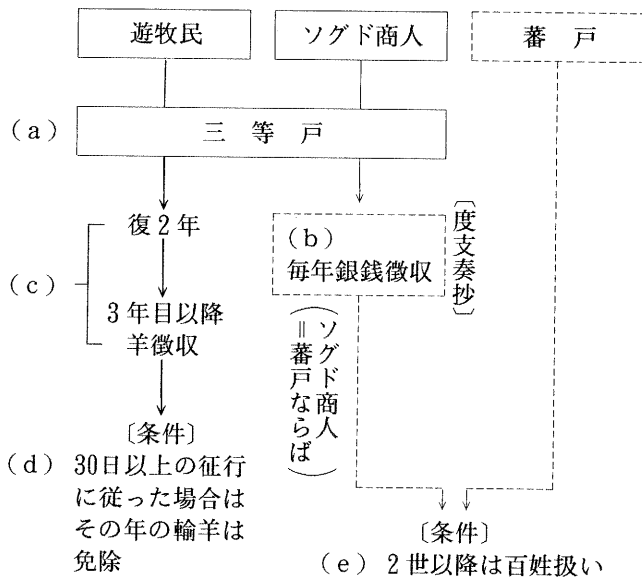


図1 史料(三) 解釈試案